

岡山県からのお知らせ（自動車税の課税免除を受けている方へ）

身体障害者等の方に対する自動車税等の軽減措置について、平成31年4月に現在の課税免除から減免に制度移行します。主な改正内容や申請手続きは、次のとおりです。

減免上限額の新設 上限額を超える税額は、納付が必要となります。

◆自動車税の減免上限額 45,000円（年税額）



※グリーン化特例（重課）適用自動車の上限額：51,700円

「グリーン化特例（重課）」とは…一定年数（ガソリン車13年（ハイブリッド車は除く。）、ディーゼル車11年）を経過した自動車について自動車税の税額が重くなる措置で、乗用車では概ね15%増しとなります。

◆自動車取得税の減免上限額 取得価格300万円 × 税率

※障害者の方の運転や利用のための特別装備の費用は、300万円に上乗せして計算します。

減免移行申請手続き（平成30年度中の手続き）

次のとおり、平成31年度自動車税の減免を受けるための申請を受け付けます。

対象者	申請案内送付時期	申請受付時期
現在、課税免除を受けている方	平成30年11月初旬	平成30年11～12月
平成30年4～10月に課税免除申告をした方	平成31年1月初旬	平成31年1月
平成30年11月以後に課税免除申告をする方		課税免除申告の時

減免継続申請手続き（平成31年度以後の手続き）

毎年度、減免継続申請書の提出が必要です。

（毎年11月に申請案内をお送りします。）



《注意点》

- ・通院、通学等の使用目的証明書は、これまでどおり3年毎に提出していただきます。
（該当年度の申請案内に、証明書の用紙を同封してお送りします。）
- ・減免移行（継続）申請書には個人番号を記載するとともに、マイナンバーカード若しくは通知カードの提示（又は写しの提出）が必要です。

お問い合わせ先 岡山県庁税務課 TEL：086-226-7244 FAX：086-224-2714

《岡山県腎臓病協議会事務局より》

※このお知らせは、岡山県総務部税務課、田辺統括副参事様より提供がありました。

※平成31年4月からの減免制度詳細は、岡山県ホームページ（HP）『自動車税の課税免除を受けておられる皆様へ』を参照してください。

HPが分からない方は、県腎協事務局までお問合せください。（086-231-1916）